

平成 13 年 11 月 30 日

国立国会図書館
総務部副部長 那 須 雅 熙 様

社団法人 日本書籍出版協会
著作・出版権委員会
委員長 上 野 幹 夫

国立国会図書館における複写事務の委託に関する 法律等の整備に対する意見について

拝啓 時下ますますご隆昌のこととお喜び申し上げます。

平成 13 年 11 月 12 日付け国図総第 129 号によりご照会いただきました標記の件につき、下記の通り意見を申し述べますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

今回の改正事項に対しては、「複写事務の適正化及び関西館の開館を機に東西で分担して行う複写事務を柔軟に処理することを目的とする」との説明がなされております。しかし、外部の法人に複写事務の一部を委託したうに、その法人が自己の計算のもとに複写業務を行うことになることが、著作権法第 31 条で定められた条件を逸脱するような方向に向かうのではないかと懸念を私どもとしては持たざるを得ません。

著作権法第 31 条は、著作権者が専有する複製権の一部を制限し、例外的に図書館が著作物の複製を許諾なしに行うことを認めるものであり、その規定は厳格に遵守されるべきであり、類推あるいは拡大解釈によって、著作権者の権利制限を拡大することには反対いたします。

貴館からのご説明では、現行の複写業務に何ら変更を加えるものではないとのことですが、本館、関西館、国際子ども図書館の 3 館間での「柔軟な」複写業務を構築していこうとする場合、31 条の範囲であるかどうかを審査する体制をどのように担保していくのかについての明確な姿が示されてはおりません。

図書館における複写業務は、本来は一貫して図書館職員によってなされるべきであり、外部業者への業務委託はあくまでも法の精神から言えば特例的な措置であり、これを今回、明確に制度化することは、著作権法第 31 条の条件を緩和し、著作権者の権利の制限を拡大する方向に向かう流れのひとつであるとの危惧を持つものであります。

貴館はわが国における中心かつ最大の図書館として、その動向は他のすべての図書館が等しく注目するところであります。貴館における複写事務におかれましては、著作権法第 31 条の範囲を厳格に遵守し、利用者に利便性や経済効率のみを追求することなく、著作権者ならびに発行者の権利と利益に特段の配慮が払われますことを、特に強く要望するものであります。

以 上